

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	MMP-12 Assay Kit, Fluorimetric, SensoLyte 520
コンポーネント名	Component C
商品コード	ANA社 商品コード: AS-71157
供給者の会社名称	フナコシ株式会社
住所	東京都文京区本郷2-9-7
担当部門	コンプライアンス管理部
電話番号	03-5684-5107
FAX番号	03-5802-5218
推奨用途及び使用上の制限	研究用試薬
整理番号	PIS0635V03 (2024/4/1)

2. 危険有害性の要約(以下、SDSは単一物質としての評価に基づき作成)

化学品のGHS分類

健康有害性	急性毒性(経口) 区分2 急性毒性(経皮) 区分1 急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト) 区分2 皮膚感作性 区分1A
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分1 水生環境有害性 長期(慢性) 区分1 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素 絵表示



注意喚起語

危険有害性情報

危険

- H300 飲み込むと生命に危険
H310 皮膚に接触すると生命に危険
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H330 吸入すると生命に危険
H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)

眼、皮膚、衣類につけないこと。(P262)

取扱い後は眼や手をよく洗うこと。(P264)

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)

屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

環境への放出を避けること。(P273)

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。(P284)

飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)

皮膚に付着した場合、直ちに医師に連絡すること。(P302+P310)

皮膚に付着した場合、多量の水で洗うこと。(P302+P352)

吸入した場合、直ちに医師に連絡すること。(P304+P310)

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)

口をすすぐこと。(P330)

皮膚刺激又は発しんが生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。(P333+P313)

汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合は洗濯をすること。(P361+P364)

漏出物を回収すること。(P391)

応急措置

保管	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233) 施錠して保管すること。(P405)
廃棄	内容物や容器を、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

他の危険有害性

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	混合物
化学名又は一般名	4-アミノフェニル酢酸第二水銀
CAS番号	6283-24-5
濃度又は濃度範囲	30%
化学式	C8H9HgNO2
化審法官報公示番号	
安衛法官報公示番号	
分類に寄与する不純物及び安定化添加物	データなし

以下、該当する単一成分のSDSを記載する。

4. 応急措置

吸入した場合	直ちに医師に連絡すること。 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
皮膚に付着した場合	直ちに医師に連絡すること。 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。 多量の水と石鹼で洗うこと。 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	直ちに医師に連絡すること。 口をすすぐこと。 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	データなし
応急措置をする者の保護	データなし
医師に対する特別な注意事項	データなし

5. 火災時の措置

適切な消火剤	水噴霧、二酸化炭素、粉末消火剤、泡消火剤
使ってはならない消火剤	棒状注水。
特有の危険有害性	火災によって刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。
特有の消火方法	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火を行う者の保護	適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の入りを禁止する。 低地から離れ、風上に留まる。 密閉された場所に立入る前に換気する。 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
-----------------------	---

環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法及び機材	環境中に放出しない。 飛散したものは空容器にできるだけ回収する。その際粉じんが舞い上がらないようにする。
二次災害の防止策	危険でなければ漏れを止める。 プラスチックシートで覆いをし、散乱を防ぐ。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所へ流してはならない。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

安全取扱注意事項

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

眼、皮膚又は衣類に付けないこと。

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

粉じん、ヒュームを吸入しないこと。

空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。

「10. 安定性及び反応性」を参照。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

取扱い後はよく眼と手を洗うこと。

保管

安全な保管条件

酸化剤から離して保管する。

容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

施錠して保管すること。

安全な容器包装材料

国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度

未設定

許容濃度(産衛学会)

未設定

許容濃度(ACGIH)

TWA 0.1 mg/m³, STEL – (as Hg Aryl compounds) (Skin)

設備対策

取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。

保護具

呼吸用保護具

適切な呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具

適切な保護手袋を着用すること。

眼、顔面の保護具

適切な保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用すること。

皮膚及び身体の保護具

適切な保護衣、保護面を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

固体

色

データなし

臭い

データなし

融点／凝固点

163～165°C (文献値)

沸点又は初留点及び沸騰範囲

データなし

可燃性

データなし

爆発下限界及び上限界／可燃

データなし

限界

引火点

データなし

自然発火点

データなし

分解温度

データなし

pH

データなし

動粘性率

データなし

溶解度

データなし

n-オクタノール／水分配係数

データなし

(log値)

データなし

蒸気圧

データなし

密度及び／又は相対密度

データなし

相対ガス密度

データなし

粒子特性

データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	データなし
安定性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
避けるべき条件	データなし
混触危険物質	強酸化剤、強酸、強塩基。
使用、保管、加熱の結果生じる危険有害な分解生成物	一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物、酸化水銀。
その他	

11. 有害性情報

急性毒性

経口	具体的なデータに欠けるが、EU分類でT+R28に該当することから、区分2とした(GHS分類ガイダンス他参照、以下同様)。
経皮	具体的なデータに欠けるが、EU分類でT+R27に該当することから、区分1とした。
吸入(粉じん)	具体的なデータに欠けるが、EU分類でT+R26に該当することから、区分2(粉じん)とした。

皮膚腐食性／刺激性

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

呼吸器感作性

皮膚感作性

生殖細胞変異原性

発がん性

生殖毒性

日本産業衛生学会許容濃度勧告では、水銀及び水銀化合物は皮膚感作性第1群に指定している(産衛学会勧告(2016))ことから区分1Aとし
データなし

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

データなし
データ不足のため分類できないとした。なお、本物質に関する情報はないが、水銀の生殖毒性は動物試験により認められている(ACGIH (2001))。また、アリール水銀化合物である酢酸フェニル水銀は複数の動物種で催奇形性が認められ、強力な催奇形性物質であることが報告されている(BirthDefects 3rd(2000)、List2相当)。

誤えん有害性

データなし

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)

具体的なデータに欠けるが、EU分類でR50に該当することから、区分1とした。

水生環境有害性 長期(慢性)

具体的なデータに欠けるが、EU分類でR50/R53に該当することから、区分1とした。

生態毒性

残留性・分解性

生体蓄積性

土壤中の移動性

オゾン層への有害性

データなし

データなし

データなし

データなし

データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

本品を廃棄する際には、国、都道府県並びにその地方の法規、条例に従うこと。廃棄処理中に危険が及ぼないよう十分注意すること。

汚染容器及び包装

関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

IMOの規定に従う。

UN No.	2025
Proper Shipping Name	MERCURY COMPOUNDS, SOLID, N.O.S.
Class	6.1
Sub Risk	
Packing Group	II
Marine Pollutant	Applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code.	Not Applicable
航空規制情報	ICAO／IATAの規定に従う。
UN No.	2025
Proper Shipping Name	MERCURY COMPOUNDS, SOLID, N.O.S.
Class	6.1
Sub Risk	
Packing Group	II
国内規制	
陸上規制情報	該当しない。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	2025
品名	水銀化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
国連分類	6.1
副次危険	
容器等級	II
海洋汚染物質	該当
MARPOL 73/78 附属書II 及び IBCコードによるばら積み輸送	非該当
される液体物質	
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	2025
品名	水銀化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
国連分類	6.1
副次危険	
等級	II
特別の安全対策	
緊急時応急措置指針番号	151

15. 適用法令

毒物及び劇物取締法	毒物(指定令第1条)【17 水銀化合物及びこれを含有する製剤】 4-アミノフェニル酢酸第二水銀 含製剤
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)【272 水銀及びその化合物】 4-アミノフェニル酢酸第二水銀 含有する製品は、第1種指定化学物質質量の割合が1質量%以上で あって、次の各号のいずれにも該当しないもの。(施行令第5条) 1 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉 状又は粒状にならない製品 2 第1種指定化学物質が密封された状態 で取り扱われる製品 3 主として一般消費者の生活の用に供される製 品 4 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する 再生資源
労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令 第18条の2第1号～第2号別表第9)【第29号 アリル水銀化合物】 4-アミノフェニル酢酸第二水銀 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを 除く。(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)【第29号 アリル水銀化合物】

4-アミノフェニル酢酸第二水銀

含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)を除く。
1号 令別表第1に掲げる危険物 2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物 3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの(施行令第18条第2号、安衛則第30条別表第2)

大気汚染防止法

有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申)【11水銀及びその化合物】

排気

水質汚濁防止法

有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)【7水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物】

下水道法

水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)【7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物】

水道法

有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)【4 水銀及びその化合物】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4)【5 廃水銀等(特定有害産業廃棄物)】

次に掲げるもの(施行規則第1条の2第5項～第6項)(1)別表第1に掲げる施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品が産業廃棄物となつたものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。)(2)水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となつたものから回収した廃水銀(3)当該廃水銀等を処分するために処理したもの(水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴つて生じた残さに適合しないものに限る。)

航空法

毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1)【【国連番号】2025 水銀化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)】

殺虫殺菌剤類、硫化第二水銀を除く。

船舶安全法

毒物類・毒物(危規則第3条危険物告示別表第1)【【国連番号】2025 水銀化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)】

殺虫殺菌剤類及び辰砂を除く。

労働基準法

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)【水銀及びその化合物】

アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)を除く。合金及びアマルガムを含む(平成8年3月29日労働省告示第33号、昭和52年1月10日 基発第13号)。

農薬取締法

販売禁止農薬(法第18条第2項、平成15年3月5日省令第11号)【14 水銀及びその化合物】

土壤汚染対策法

特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)【13 水銀及びその化合物】

水銀汚染防止法

水銀等(法第1条)【水銀及びその化合物】

16. その他の情報

参考文献

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイド
日本ケミカルデータベース ezCRIC+

安全衛生情報センター GHS対応モデルSDS
化学物質総合情報提供システム(CHRIP)
SDS SIGMA ALDRICH

その他

- ◆危険・有害性の評価は必ずしも十分でないので、取扱いには十分注意して下さい。
- ◆本データシートは情報を提供するもので、記載内容を保証するものではありません。
- ◆表記の試験研究用試薬以外に本データシートを適用しないで下さい。
- ◆輸送中、保管中、廃棄後も含めて、内容物や容器が、製品知識を有しない者の手に触れぬよう、厳重に注意して下さい。